

非原産材料を使用して生産される産品（加工工程基準）

シーン

画面イメージ

ナレーション

1		<p>「非原産材料を使用して生産される産品」の場合、品目別規則等に、主に3種類の基準が定められています。</p>
2		<p>加工工程基準とは、化学品や繊維製品等に対して定められている基準であり、締約国において、特定の生産・加工工程が実施された場合、その産品を原産品とする基準です。詳細は、「特定原産地証明書発給申請マニュアル」にてご確認ください。</p>